

特別国民体育大会会場地市町村選定基本方針

会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨並びに特別国民体育大会開催基本構想に基づき、次により選定する。

1 選定の基本的な考え方

- (1) 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して選定する。
- (2) 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- (3) 会場地の施設は、県内の既存施設を活用することを基本とする。
- (4) 会場地の選定に当たっては、市町村の開催希望、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊能力、交通の利便性、開催準備・大会運営に対する積極性、簡素・効率化に取り組む姿勢及びその他地域の実情・特性等を考慮し、総合的に判断する。

2 選定の対象

正式競技、特別競技及び総合開・閉会式会場の会場地市町村とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

3 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断のもと選定する。

(1) 競技会場地

ア 会場地の施設は、既存施設を活用することを基本とし、「国民体育大会開催基準要項及び同細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を満たす施設が県内にあるものについては、当該施設の所在する市町村の中から選定する。

ただし、新たに整備する施設については、平成30年までに完成見込みであることとする。

イ 市町村の開催希望及び競技団体の意向が原則として合致していること。

ウ 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないよう考慮すること。

エ 大会に必要な競技施設や附帯施設（観客席，駐車場等）の整備及び適切な維持管理が行われること。

オ 競技役員や補助員等及び地域住民のボランティアなど、大会の運営に必要な人員が確保できること。

カ 選手・役員の輸送・交通手段及び宿舎を確保できること。

キ スポーツ振興及び地域活性化に対し、これまでの取組や国体後の具体的な計画の策定が明確であること。

(2) 総合開・閉会式会場

ア 会場地となる市町村から開催に必要な協力が得られること。

イ 会場は、原則として既存施設を活用することとし、施設基準を満たすものであること。

ウ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。

エ 多数の参集者が短時間で集まることのできる輸送・交通手段が確保できること。

オ 会場周辺に相当の宿泊受入能力があること。